

川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護において、法第78条の2第6項第4号の規定に該当する場合及び法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護において、法第70条第4項又は第5項の規定に該当する場合（法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る法第78条の2第6項第4号の規定に該当する場合を含む。）（以下、「総量規制」という。）に川崎市介護サービス法人の指定等に関する規則（平成24年川崎市規則第32号。以下「指定等に関する規則」）第3条に基づく指定申請を行うことができる法人を予め選定する（以下、「内定」という。）ため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で使用する用語の例による。

(適用範囲等)

第3条 法第117条に基づく介護保険事業計画において定める認知症対応型共同生活介護の必要ユニット数（以下、「必要ユニット数」という。）又は特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。）の利用定員数（以下、「利用定員数」という。）を超える指定申請が見込まれ、第1条の総量規制が必要となる場合に、この要綱を適用する。

2 市は、前項の場合において、必要ユニット数又は利用定員数の範囲内で、内定することとする。

(内定の申請)

第4条 前条第2号の内定を受けようとする法人は、市が公募時に別に定める内定申請受付要項（以下「内定申請受付要項」という。）に基づき、必要な申請書類に内定に関する誓約書（以下、「誓約書」という。）を添えて申請する。

(内定事業者の選定)

第5条 市は、認知症対応型共同生活介護について、前条の申請があった場合は、申請法人ごとに、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第82号）に定める人員、設備及び運営に係る基準等並びに内定申請受付要項に定める内定申請基準等を満たす計画となっていることに加え、別表第1により、ユニットごとに加点する合計点の平均点を確認し、川崎市介護保険運営協議会規則（平成12年規則第58号。以下「協議会規則」という。）第5条第1項及び第3号に基づき、川崎市介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会（以下「地域密着型サービス等部会」という。）による審議結果を踏まえ、内定法人を選定する。

2 市は、特定施設入居者生活介護について、前条の申請があった場合は、申請法人ごとに、川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第81号）に定める人員、設備及び運営に係る基準等並びに内定申請受付要項に定める内定申請基準等を満たす計画となっていることに加え、別表第2により、加点する合計点を確認し、協議会規則第5条第1項第7号に基づき、地域密着型サービス等部会による審議結果を踏まえ、内定法人を選定する。

(内定の決定等)

第6条 市は、前条の規定により内定法人を選定し、内定の決定をしたときは、当該法人に内定を通知するものとし、内定しないことを決定したときは、その旨を内定法人として選定しなかった法人に通知するものとする。

2 前項の規定により内定を通知された法人は、指定等に関する規則第3条に基づき、市に認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護の指定申請を行うことができる。

(申請の無効)

第7条 第4条に基づく内定申請を行った法人が第6条による内定の決定等を通知されるまでの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することになったときは、申請を無効とする。

- (1) 法第70条第2項各号、第78の2第4項各号、第115条の2第2項各号及び第115条の12第2項各号に掲げる欠格事由等のいずれかに該当することになったとき。
- (2) 法第76条の2第3項、第78条の9第3項、第83条の2第3項、第91条の2第3項、第103条第3項、第114条の5第3項、第115条の8第3項、第115条の18第3項及び第115条の28第3項のいずれかによる改善命令を受けることになったとき。
- (3) 法第77条第1項、法第78条の10、法84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19及び第115条の29のいずれかによる指定の取消し又はその指定の全部もしくは一部の効力停止を受けることになったとき。
- (4) 誓約書に掲げる事項を遵守することができないことが明らかになったとき（内定の申請法人が自ら申請を取り下げる場合を除く。）。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、内定申請受付要項に定める事由に該当するとき。

(内定法人として取扱わない場合)

第8条 市は、第6条の規定による内定の決定を通知した法人が、前条各号のいずれかに該当することになったときは、指定等に関する規則第3条に基づく認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護の指定申請を行うことができる法人として取り扱わないこととし、その旨、該当法人に通知するものとする。なお、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申請期間がある公募に当該法人から内定申請があった場合、市は受理しないことができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成20年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の日前の旧基準によって選定された事業者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 22 年 8 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の日前の旧基準によって選定された事業者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の日前の旧基準によって選定された事業者は、なお原則従前の例によるが、事業者の意思により本要綱の適用を希望する場合はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の日前の旧基準によって選定された事業者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の日より前に申請した事業者は、その申請時点における基準による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日より前に内定申請した事業者は、その内定申請時点における要綱による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日より前に内定申請した事業者は、その内定申請時点における要綱による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 9 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日より前に内定申請した事業者は、その内定申請時点における要綱による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日より前に内定申請した事業者は、その内定申請時点における要綱による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 9 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日より前に内定申請した事業者は、その内定申請時点における要綱による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日より前に内定申請した事業者は、なお従前の例による。

別表 1

認知症対応型共同生活介護事業者選定基準

1 内定申請条件（最大 110 点）

1-1 併設サービス①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設すること	35点
1-2 併設サービス②	看護小規模多機能型居宅介護を併設すること	30点
1-3 併設サービス③	小規模多機能型居宅介護を併設すること	25点
1-4 地域交流スペースの設置	地域交流スペースを 60㎡以上確保すること	20点
	50㎡以上 60㎡未満確保すること	15点
	40㎡以上 50㎡未満確保すること	10点
	30㎡以上 40㎡未満確保すること	5点

2 設置主体（最大 100 点）

2-1 認知症対応型共同生活介護等の運営実績（1 項目）	認知症対応型共同生活介護の運営実績が 3 年以上あること（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して遵守していない場合を除く）	10点
	認知症対応型共同生活介護の運営実績が 1 年以上 3 年未満又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護のいずれかの運営実績が 1 年以上あること（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して遵守していない場合を除く）	5点
2-2 資産状況	直近の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、債務超過になっていないこと	20点
2-3 収支状況	直近の損益計算書又はこれに準ずる書類において、収支赤字になっていないこと	20点
2-4 かわさき健幸福寿プロジェクト（1 項目）	すでに『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請している法人であり、開設後速やかに当該事業所が参加することを確約すること	25点
	これまで『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請していない法人であり、開設後速やかに当該事業所が参加することを確約すること	15点

2-5 介護相談員派遣事業（１項目）	すでに介護相談員を受入れている事業所（市外を含む）を運営している法人であり、開設後１年以内に当該事業所が本市介護相談員受入れの申出をすること	２５点
	これまで介護相談員を受入れていない法人であり、開設後１年以内に当該事業所が本市介護相談員受入れの申出をすること	１５点

３ 地域バランス（最大２５点）

3-1 認知症対応型共同生活介護が未整備の地域ケア圏域（日常生活圏域）に整備すること	２５点
3-2 認知症対応型共同生活介護が１か所の地域ケア圏域（日常生活圏域）に整備すること	１５点

４ 建築計画（最大２０点）

4-1 建築物の構造	建築基準法第２条に規定する耐火構造であること	１０点
4-2 ユニットの形態	ユニットが同一の階に設置されていること（階が分かれる等分断されていないこと）	１０点

５ サービス形態（最大１０５点）

5-1 本体事業所であること	サテライト事業所ではないこと	１５点
5-2 看取り介護加算	看取り介護加算の体制を整えること	１０点
5-3 医療連携体制加算（１項目）	医療連携体制加算を算定する体制を整え、看護師等の適切な配置を行い、全居住者の２分の１以上の痰吸引器を配置し、医療依存度の高い利用者（痰吸引、経管栄養、糖尿病等）の積極的な受け入れを行うこと	１５点
	開設後１年以内に、医療連携体制加算Ⅰの体制を整えること	１０点
5-4 認知症専門ケア加算（１項目）	開設後１年以内に、認知症専門ケア加算Ⅱの体制を整えること	１５点
	開設後１年以内に、認知症専門ケア加算Ⅰの体制を整えること	１０点
5-5 生活機能向上連携加算（１項目）	生活機能向上連携加算Ⅱの体制を整えること	１５点
	生活機能向上連携加算Ⅰの体制を整えること	１０点
5-6 サービス提供体制強化加算（１項目）	開設後１年以内に、サービス提供体制強化加算Ⅰの体制を整えること	５点

	開設後１年以内に、サービス提供体制強化加算Ⅱの体制を整えること	４点
	開設後１年以内に、サービス提供体制強化加算Ⅲの体制を整えること	３点
5-7 短期利用認知症対応型共同生活介護	開設後１年以内に、短期利用認知症対応型共同生活介護（認知症対応型共同生活介護の施設の空床利用）Ⅰ又はⅡの体制を整えること	１５点
5-8 短期利用居宅介護	開設後１年以内に、短期利用居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護の空床利用）の体制を整えること	１５点

合計：最大３６０点

- ※ １ 「1-1、1-2、1-3 併設サービス」において、それぞれの設置主体が同一の法人であること、又は同一の法人と同様に考えられる程度の密接な関係にあることとします。また、サテライト事業所での併設は、配点が認められませんので、御注意ください。
- ※ ２ 「5-6 サービス提供体制強化加算」については、介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を併せて受け、かつ、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合においては、介護職員の総数の算定にあつては、認知症対応型共同生活介護を提供する介護職員と介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとします。
- ※ ３ 内定枠を超える内定申請があり、平均得点（事業所）が同点であった場合には、上記項目番号順に比べて、差がついた時点にて、高い点数を取得している事業所を選定します（例：1-1 で比較して同点だった場合、1-2 で比較します。1-4 で比較して同点だった場合、2-1 で比較します）。
- ※ ４ 全ての項目番号で差がつかなかった場合は、当該計画地の最寄駅を基準とした同心円上の距離を比較して短い距離の事業所を選定します。なおこの場合には、公平性の観点から、本市にて測定をさせていただきます。
- ※ ５ 各項目の得点について、申請書類の提出時に市職員と確認を行いますが、得点の記載については申請者の責任で確定させるものとします。よって、記載に誤りがあった場合にも、補正期限が過ぎたあとは原則的に補正を受付けませんので、内容をよく確認したうえで御提出ください。なお、得点を算定した項目について、要件を満たしていないことが明らかになった場合は、補正期限を過ぎていても減点の措置を取れるものとしますので、予め御了承ください。

特定施設入居者生活介護事業者選定基準

別表2

項目番号	選 定 項 目	算 定 要 件	配 点
------	---------	---------	-----

1 施設区分

1-1	施設区分について	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（定員29名以下）である。	30
-----	----------	----------------------------------	----

2 利用料金

2-1	利用料金について	一項目のみ	全ての料金プランにおいて、「月額利用料（管理費、食費、光熱水費、家賃相当額、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料等）が20万円以下」かつ「入居一時金が300万円以下」である。	30
			全ての料金プランにおいて、「月額利用料（管理費、食費、光熱水費、家賃相当額、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料等）が21万円以下」かつ「入居一時金が300万円以下」である。	25
			全ての料金プランにおいて、「月額利用料（管理費、食費、光熱水費、家賃相当額、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料等）が22万円以下」かつ「入居一時金が300万円以下」である。	20
			全ての料金プランにおいて、「月額利用料（管理費、食費、光熱水費、家賃相当額、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料等）が23万円以下」かつ「入居一時金が300万円以下」である。	15
			全ての料金プランにおいて、「月額利用料（管理費、食費、光熱水費、家賃相当額、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料等）が24万円以下」かつ「入居一時金が300万円以下」である。	10
			全ての料金プランにおいて、「月額利用料（管理費、食費、光熱水費、家賃相当額、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料等）が25万円以下」かつ「入居一時金が300万円以下」である。	5

3 建物ハード面

3-1	看護・介護職員室について	居室のある各階に設ける。	15
3-2	洗濯室について	居室のある各階に設ける。	9
3-3	居室の広さについて	内法で13㎡以上確保されている（サービス付き高齢者向け住宅の場合は各戸の床面積が内法で25㎡以上確保されている）。 ※備付の家具、収納設備、トイレは含めないこと。 ※洗面設備は壁掛けであれば面積に含めるが、それ以外の場合には含めないこと。 ※最低基準は、「壁芯13㎡」であるが、「内法13㎡」とし、最低基準を超える面積を有していることを評価する。	12
3-4	洗面台等について	全ての居室に、洗面設備（サービス付き高齢者向け住宅にあっては台所）が設けられている。	12
3-5	建築物の構造について	建築基準法第2条に規定する耐火建築物である。	9
3-6	トイレ・浴室について	全ての居室に、トイレ（サービス付き高齢者向け住宅にあっては浴室）が設けられている。	9
3-7	収納設備について	全ての居室に、収納設備が設けられている。	9

4 サービスソフト面

4-1	サービス提供体制強化について	一項目のみ	「介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上になるよう職員配置をする」若しくは「介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上になるよう職員配置をする」	10
			介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上になるよう職員配置をする。	8
			介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上になるよう職員配置をする。	6
			看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上になるよう職員配置をする。	6
			入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上になるよう職員配置をする。	6
4-2	看護師の配置について		常に1人以上の指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護師が確保されている。	20
4-3	看取り看護について		看取りに関する指針を定めており、かつ、看取りに関する職員研修を行っている。	15
4-4	認知症ケアについて		認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、認知症ケアに関する研修計画書を定めている。	15
4-5	個別機能訓練について		専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置する。	10
4-6	協力医療機関について	一項目のみ	次の①、②の条件を満たす協力医療機関を確保している。 ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること ②施設から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること ※川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針内「医療機関等との連携」の記載内容を満たす医療機関を確保していることを前提とし、上記①②を満たす協力医療機関を確保すること。なお、同指針内で定める医療機関と上記①②を満たす医療機関は同一である必要はない（別の医療機関でも構わない）	10
			①②の両項目を満たす医療機関を確保している。 （複数の医療機関により2要件を満たすことも可） ①②いずれか1項目を満たす医療機関を確保している。	5
4-7	第二種協定指定医療機関について		感染症法で定められる「第二種協定指定医療機関」との間で、新興感染症の発生時等における対応について取り決めている。	5
4-8	協力歯科医療機関について		協力医療機関と併せて協力歯科医療機関が確保されている。 ※協力歯科医療機関との契約書については、訪問歯科診療を行うことを業務内容としていること。	5

5 設置主体

5-1	外部監査の導入について		会計監査人（公認会計士又は監査法人）による外部監査を導入している。	10
5-2	特定施設入居者生活介護等の運営実績について	一項目のみ	申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績（3年以上）がある（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して順守していない場合は除く）。	5
			申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績（1年以上3年未満）がある。又は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、又は認知症対応型共同生活介護のいずれかの運営実績（1年以上）がある（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して順守していない場合は除く）。	3
5-3	資産状況について		申請日時点において、最新の貸借対照表又は、これに準ずる書類において、債務超過になっていない。	5
5-4	収支状況について		申請日時点において、最新の損益計算書又は、これに準ずる書類において、収支が黒字になっている。	5

6 併設サービス

6-1	併設サービスについて	一項目のみ	同一建物内又は同一敷地内に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。	15
6-2			同一建物内又は同一敷地内に、看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第196条に定める登録定員が25名以上のものに限りす。 注）同一建物内又は同一敷地内に、小規模多機能型居宅介護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第86条に定める登録定員が25名以上のものに限りす。	25
6-3			同一建物内又は同一敷地内に、訪問介護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。	30
6-3			同一建物内又は同一敷地内に、訪問介護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。	5

7 地域包括ケアシステムの推進

※内法で測定してください。また、トイレ、台所、洗面設備は面積から除いてください。

7-1	地域交流スペース	一項目のみ	6 0㎡確保	15
			5 5㎡以上6 0㎡未満	13
			5 0㎡以上5 5㎡未満	11
			4 5㎡以上5 0㎡未満	9
			4 0㎡以上4 5㎡未満	7
			3 0㎡以上4 0㎡未満	5

8 地域バランス

8-1	交通機関の利便性について	一項目のみ	当該計画地の半径500mの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。	5
			当該計画地の半径700mの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。	3
			当該計画地の半径1kmの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。	1
8-2	地域バランスを配慮した提案について		整備予定地が川崎区又は幸区又は中原区であること	5

- ※1 「併設」において、それぞれの設置主体が同一の法人であること、又は同一の法人と同様に考えられる程度の密接な関係にあることとします。また、サテライト事業所での併設は、配点が認められませんので、御注意ください。
- ※2 「4-1 サービス提供体制強化」については、指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合においては、介護職員の総数の算定にあつては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとします。
- ※3 サービスソフト面の項目は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表に定める介護報酬請求上の加算の要件と重なる部分がありますが、記載内容を満たすことのみを要件としますので、それをもつて加算を取得するかは任意とします。ただし、本算定要件の解釈、提出書類の様式、その他定めのない事項については、介護報酬請求上の加算の要件に準拠することとします。
- ※4 複数事業者の応募があつてそれぞれが同点だった場合には、上記項目番号順に比べて、差がついた時点で、高い点数を取得している事業所を選定します（例：3-1で比較して同点だった場合、3-2で比較します。3-7で比較して同点だった場合、4-1で比較します）。
- ※5 全ての項目番号で差がつかなかった場合は、当該計画地の最寄駅を基準とした同心円上の距離を比較して短い方を選定します。なおこの場合には、公平性の観点から、本市にて測定をさせていただきます。
- ※6 各項目の得点について、申請書類の提出時に市職員と確認を行いますが、得点の記載については申請者の責任で確定させるものとします。よつて、記載に誤りがあつた場合にも、補正期限が過ぎたあとは原則的に補正を受けられませんので、内容をよく確認したうえで御提出ください。なお、得点を算定した項目について、要件を満たしていないことが明らかになつた場合は、補正期限を過ぎても減点の措置を取れるものとしますので、予め御了承ください。